

～効率的で環境にやさしい貨物車交通の実現に向けて～

貨物車交通プラン 概要版



貨物車交通プランとは

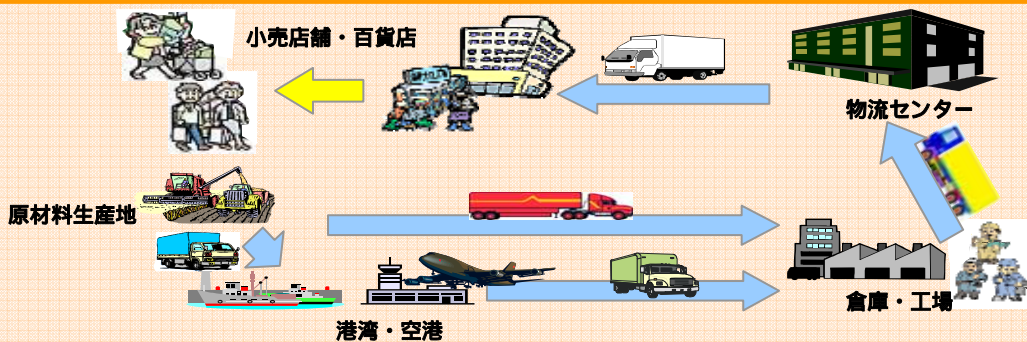
“物流”は、効率的な企業活動と便利で快適な府民生活を支えるものであり、大阪では、『貨物車交通』がその中でも重要な役割を担っています。

大阪が“世界の物流拠点都市オンリー1”として輝くために、貨物車交通に関する施策をとりまとめたものが、『貨物車交通プラン』です。

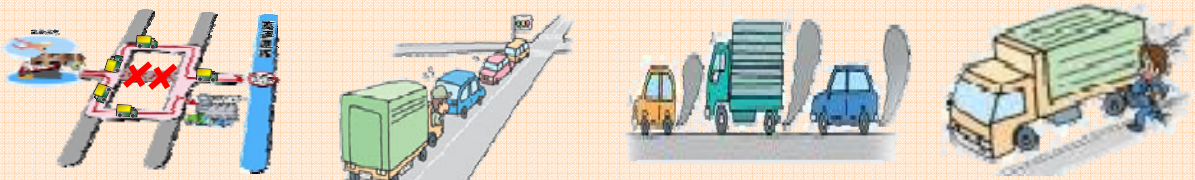
このプランは、貨物輸送の効率化と都市環境の改善を目指して、道路整備などのハード施策と走行誘導等のソフト施策を合わせたものになっています。

このプランは、企業や府民のみなさまのご協力のもと、貨物車の走行の適正化を図り、より便利な物流ネットワークづくりに貢献します。

“物流”は効率的な企業活動と便利で快適な府民生活からなる大阪経済を支えています。



“物流”の要となる輸送のほとんどを貨物車が担っていますが、様々な問題が起こっています。



〔トラックの迂回〕
【貨物車交通の非効率化】

〔大気汚染〕
【都市環境の悪化】

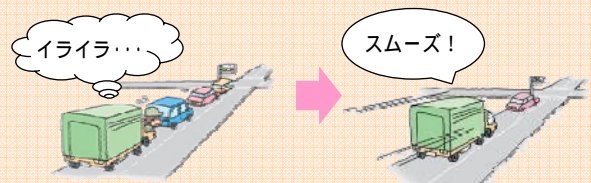


貨物車交通プラン実施の効果

貨物車交通プランでは、道路ネットワークの充実と走行の誘導に向けた施策により、貨物輸送の効率化と都市環境の改善が図られることで、概ね10年後の2018年(平成30年)度に、次の効果が得られると考えています。

貨物輸送の効率化

大阪府の渋滞損失時間を約1,600万時間/年(約700億円分に相当)減少します！



都市環境の改善

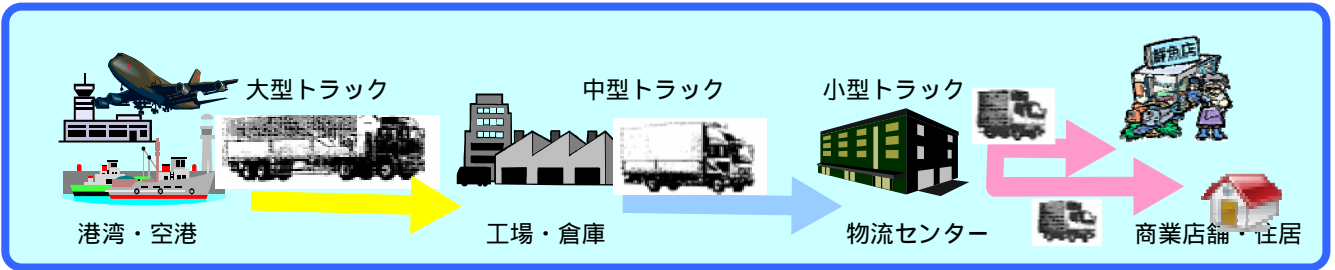
大阪府の大気汚染物質及び温室効果ガスの排出量が減少します！

窒素酸化物 (NO_x): 約 1,000トン/年
粒子状物質 (PM): 約 200トン/年
二酸化炭素 (CO₂): 約 28万トン/年





貨物車交通プラン 施策のポイント



大型トラック走行マネジメント

大型トラック・トレーラー
(積載量10トン以上)



- ・ 湾港、空港と内陸の物流拠点間の幹線輸送などを担っています。
- ・ 重さ指定道路や高さ指定道路により、ある程度走行経路が限られます。
- ・ 指定道路が連続していないために、トラックの迂回走行が生じています。



重さ指定道路：道路管理者が道路構造の保全および交通の危険防止上支障がないと認めて指定した道路であり、走行車両の総重量の上限を最大25トン（通常20トン）とする道路

マネジメント施策

大型トラック走行マネジメントとして、大型トラックが通行許可や申請手数料なしで自由に走行することができる重さ指定道路を対象として、道路ネットワークの充実と走行の誘導に向けた施策を講じていきます。

中型トラック走行マネジメント

中型トラック
(積載量3トン以上10トン未満)



- ・ 工場、倉庫、物流センター間の中間輸送などを担っています。
- ・ 物流施設の集まった地域では、幹線道路のほか生活道路や幅の狭い道路での走行が見られます。



【交通渋滞】



【生活道路の走行】

マネジメント施策

中型トラック走行マネジメントとして、物流施設の集まっている地域において、中型トラックの走行が望ましい幅の広い一般道路を対象として、道路ネットワークの充実と走行の誘導に向けた施策を講じていきます。

施策効果を高めるため、ハード・ソフト両面の施策としました。



本編：第4章 貨物車交通プランの施策 4-1貨物車交通プランを構成する具体的施策 (1)具体的施策の基本的な考え方

幹線道路ネットワークの構築（ハード整備）

- 【大型トラック】主に重さ指定道路
 - ・事業中および計画中の高速道路
 - ・海上コンテナトレーラー車の交通量が多い道路
 - ・高速ICへのアクセス道路
 - ・重さ指定道路を直結する道路
 - ・府県間連絡道路
 - ・広域緊急交通路
 - 沿道に工業・商業施設が多い道路を整備
 - ・重さ指定道路に必要な橋梁補強 など
- 【中型トラック】主に一般道路
 - ・交通渋滞交差点の改良
 - 渋滞が多発している交差点
 - 環境が悪い箇所、事故危険箇所を整備
 - 高速IC、物流拠点へのアクセス道路
 - 沿道に工業・商業施設が多い道路を整備

貨物車の走行を誘導するソフト施策

- ・走行の誘導規制
 - 重さ指定道路の追加
 - 生活道路の走行規制など
- ・利便性の向上
 - 利用しやすい高速道路料金
 - 道路の有効活用
 - (貨物車レーンの設置)など
- ・情報の提供
 - ウェブ、マップでの道路情報
 - 道路情報板の設置 など
- ・総量の抑制
 - モーダルシフトの促進
 - 共同集配送の促進 など

広域緊急交通路：道路管理者が定めた防災拠点間を連絡する道路であり、災害発生時に救助・救急、医療、消火ならびに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための道路

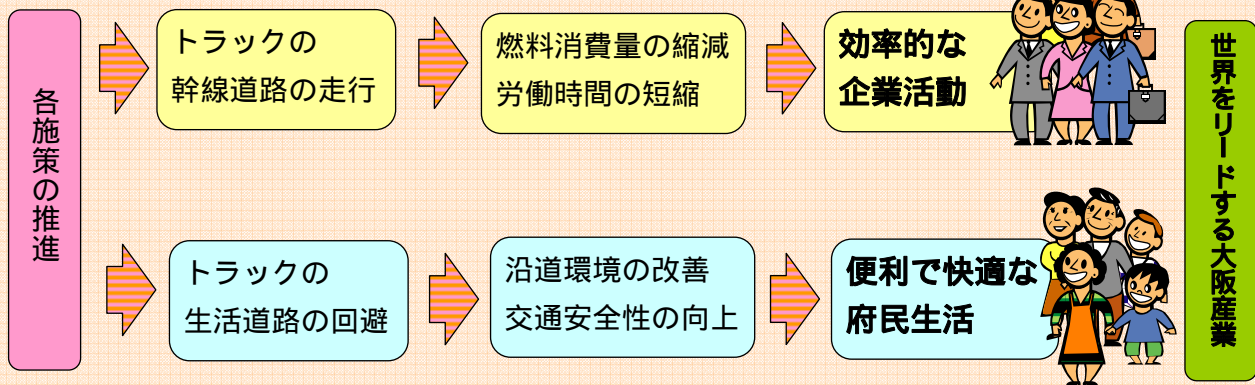
本編：第4章 貨物車交通プランの施策 4-1貨物車交通プランを構成する具体的施策 (2)トラック走行マネジメント



施策の推進に向けて

物流を取り巻く環境は、これからも変化が予想されます。新たな課題の発生にも対応できるよう、今後、社会経済状況等の変化に応じて、貨物車交通プランの見直しを適切に行い、取り組むべき具体的施策を時代に対応したものにしていきます。

各施策の推進によって、効率的な企業活動と便利で快適な府民生活を実現し、「世界をリードする大阪産業」により大阪を輝かせます。



本編：第5章 貨物車交通プランの施策推進に向けて

大阪を輝かせるためには、企業や府民のみなさまの協力が必要不可欠です。

企業（荷主、物流事業者など）のみなさまへのお願い

1. 生活道路や幅の狭い道路のトラック走行を控え、高速道路などの重さ指定道路や幅の広い一般道路のトラック走行をお願いします。
2. 車両総重量が20トンを超える特殊車両を重さ指定道路以外の道路で走行させるなどの際は、必ず道路管理者へ通行許可申請を行って下さい（特殊車両を無許可で通行させた場合には30万円以下の罰金が課せられます）。
3. モーダルシフトや共同集配送など、環境にやさしい輸送形態の検討をお願いします。
4. ETC割引のある高速道路や比較的交通量の少ない時間帯の道路の利用をお願いします。

府民のみなさまへのお願い

1. 消費者である府民の方も、環境に優しい物流の取り組みが可能です。貨物車交通の効率化によりトラックから排出される大気汚染物質や温室効果ガスを減らすことができます。
 - 通信販売の注文の際には、再配達を減らすよう、配達指定日時における在宅をお願いします。
 - コンビニ店頭受取サービスがある場合は、各戸配達を減らすよう、その積極的なご活用をお願いします。
2. 私たち府民が、食料品や生活用品を身近な場所で手に入れることができるなど、便利で快適な生活を送ることに物流が重要な役割を果たしているということを、改めて心に留めていただくと幸いです。